

「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者委員会」開催要領

制定 平成21年3月4日 20総合第1774号

第1 趣旨

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領（平成21年3月4日付け20総合第1699号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業を適正かつ効率的に実施するため、実施要領第5に定める事故米穀に係る第三者中央委員会として、農林水産本省に「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者中央委員会」（以下「中央委員会」という。）を、実施要領第5に定める事故米穀に係る第三者地方委員会として、別表に掲げる地方農政局に「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方委員会」（以下「地方委員会」という。）をそれぞれ設けることとする。

第2 主な検討事項

1 中央委員会

- (1) 実施要領第7の1に基づき農林水産省総合食料局長が別に定める「事故米穀影響事業者緊急経営支援事業交付申請に対する確認マニュアル」の見直し・検討
- (2) 地方委員会での確認結果に対する不服申立への対応
- (3) 地方委員会で判断のつかない個別事案の検討

2 地方委員会

実施要領第3の1に定める経営支援対象者（以下「経営支援対象者」という。）からの申請内容の確認

第3 構成

- 1 中央委員会は、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の有識者5名以内の委員で構成する。
- 2 地方委員会は、中央委員会と同様の有識者20名以内の委員で構成する。
- 3 地方委員会は、5名以内の委員で構成される部会を設け、部会において第2の2に掲げる事項を検討することができる。
- 4 中央委員会及び地方委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ関係者から意見を聴取することができる。
- 5 委員の任期は、委嘱を受けた会計年度に限る。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 座長

- 1 委員会には、座長を置き、また必要に応じ座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、委員会の議事を運営する。

第5 部会長

- 1 部会には、部会長を置き、また必要に応じ部会長代理を置く。
- 2 部会長は、当該部会に属する委員のうちから座長が指名する。
- 3 部会長は、部会の議事を運営する。

第6 運営

- 1 委員会の会議は、経営支援対象者の経営内容と直接関連する個人情報が含まれ、当該経営支援対象者の利益を害する恐れ等があるため、非公開とする。
- 2 委員会の議事の経過は、議事録に記載するものとする。
- 3 議事録は、経営支援対象者の経営内容と直接関連する個人情報が含まれ、当該経営支援対象者の利益を害する恐れ等があるため、非公開とする。
- 4 委員会の座長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 6 委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- 7 委員会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 8 委員及び委員会の庶務を司る職員は、委員会において知り得た情報を他へ漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前8項の規程は、部会に準用する。
- 10 部会において確認された事案については、地方委員会の座長との協議により、部会の議決をもって地方委員会の議決とすることができる。
- 11 中央委員会にかかる庶務は、関係各課の協力を得て総合食料局食品産業企画課において行う。
- 12 地方委員会にかかる庶務は、当該農政局の関係各課の協力を得て食糧部消費流通課において行う。

附 則

この要領の施行に伴い、「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者準備委員会開催要領」（平成20年11月7日付け20総合第1425号総合食料局長通知）は廃止する。

(別表)

地方委員会を設置する地方農政局	事業者が所在する地域
関東農政局	東北農政局及び関東農政局が管轄する都県並びに北海道
北陸農政局	北陸農政局が管轄する県
東海農政局	東海農政局が管轄する県
近畿農政局	近畿農政局が管轄する府県
中国四国農政局	中国四国農政局が管轄する県
九州農政局	九州農政局が管轄する県及び沖縄県